

保証委託約款

第1条(委託の範囲)

1. 私が保証会社に委託する保証の範囲は、株式会社山形銀行(以下、「銀行」という)から融資を受けるローンの借入金、利息、損害金、その他一切の債務の全部(以下、「原債務」という)とします。
2. 前項の保証は保証会社が保証を適当と認め、これに基づいて銀行が融資を実行したとき(極度借入の場合は私が銀行と取引を開始したとき)に成立するものとします。
3. 前項の保証内容は、私が保証会社および銀行との間に締結しているローンにかかわる約定書(契約書、差入書を含む)の書く条項によるものとします。

第2条(反社会的勢力の排除)

1. 私(私ども)および連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」という)に該当しないこと、および暴力団員と次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 私(私ども)および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて保証会社の信用を毀損し、また保証会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第3条(代位弁済)

1. 私が銀行との金銭消費貸借契約あるいは取引約定に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、私および連帯保証人に対して通知、催告なく代位弁済されても異議ありません。

せん。

2. 私は保証会社が求償権を行使する場合には、本約款の各条項のほか、私が銀行との間に締結した金銭消費貸借契約および取引約定の各条項を適用されても異議ありません。

第4条(求償権)

私および連帯保証人は、保証会社の私および連帯保証人に対する下記各号に定める求償権について、弁済の責に任じます。

- ① 前条による保証会社の出損額
- ② 保証会社が弁済した翌日から完済に至るまで保証会社が定める割合(年 365 日の日割計算)による遅延損害金。

山銀保証サービス株式会社	年 14.0%
やまぎんカードサービス株式会社	年 14.4%

- ③ 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額。

第5条(求償権の事前行使)

1. 私または連帯保証人が、下記の各号の一つでも該当したときは、第3条の代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ありません。
 - ① 弁済期が到来したとき、または被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - ② 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があったとき。
 - ③ 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - ④ 支払停止をしたとき。
 - ⑤ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があったとき。
 - ⑥ 暴力団員等もしくは第2条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - ⑦ 銀行・保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。

第6条(中止・解約・終了)

1. 原債務または保証会社に対する債務の不履行や信用情報機関の信用情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときまたは、暴力団員等もしくは第2条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。
2. 前項により保証会社から保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社には負担をかけません。

3. 私と銀行の間の借入契約が終了した場合は、私と保証会社との間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、保証会社が保証委託契約証書を私宛に返却しない取扱をしたとしても異存ありません。

第7条(通知義務)

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
2. 私が保証会社に対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。

第8条(成年後見人等の届出)

1. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。また、私の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様に保証会社へ届け出るものとします。
2. 私および連帯保証人またはその代理人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって保証会社へ届けるものとします。
3. 私および連帯保証人またはその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届けるものとします。
4. 私および連帯保証人またはその代理人は、前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前四項の届出の前に生じた領容については、保証会社は責任を負いません。

第9条(担保)

私は、保証会社から担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ一切異議を申しいたしません。

第10条(充当の指定)

1. 私または連帯保証人の弁済金が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されて差し支えありません。
2. 私または連帯保証人が、保証会社に対し本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているときに、私または連帯保証人の弁済金が、債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されて差し支えありません。

第 11 条(費用の負担)

私および連帯保証人は、保証会社が被保証債権保全のため要した費用ならびに第 3 条によって取得された権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用を負担します。

第 12 条(連帯保証人)

1. 連帯保証人は、私の委託を受け、本約款の各条項を承認のうえ、第 4 条の求償債務、第 11 条の費用償還債務の一切について、私と連帯して履行責任を負います。
2. 保証会社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、私および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

第 13 条(公正証書の作成)

私および連帯保証人は、保証会社の請求あるときは直ちに求償債務に関し、強制執行認諾条項ある公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第 14 条(管轄裁判所の合意)

私および連帯保証人は、この保証に関する紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず保証会社の本社・支店・出張所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 15 条(約款の変更)

1. 保証会社は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この約款または借入要項中の定め(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるが生じたときには、民法 548 条の 4 の規定に基づいて変更できるものとします。
2. 保証会社は、第 1 項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以 上